



お検討いたして適当な時期に更に説明を求めたいと思っておりますから、その際にもう少し具体的にこれに関する見解、或いは審議の経過等御説明願いたいと思っております。この点申上げて今日は一応よろしくございませう。

日米友好通商航海條約に關しましては、只今外務省から経過的の御報告がありました。本件は先ほど来申上げておりましたような、海運について非常に重大な問題が藏されておりましたから、一応運輸當局から説明を求めたいと思っております。

○政府委員(岡田修一君) 只今外務省から御答弁がありましたように、まだこれは交渉中のことでございませうので、或いは速記をとめて頂いて……。

○委員(山縣勝見君) それでは速記をとめて。

午後一時四十五分速記中止

午後二時十三分速記開始

○委員(山縣勝見君) 速記開始。次に道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回は引續いて御質疑のおありのかたは御質疑を願います……別に御質疑もないようでありませうから、これより本案の討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います……別に御意見もないようでありませうから、討論は終結いたしましたものと見て、これより採決に入ることにして御異議ございませんか。

○委員(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。それではこれより本案の採決をいたします。

本案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

○委員(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は可決いたしました。

なお慣例によりまして、本會議における委員長の口頭報告の内容その他は委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

○委員(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。なお慣例によりまして、賛成者の御署名を願います。

- 多教意見者署名
- 岡田 信次 仁田 竹一
- 一松 政二 高木 正夫
- 小酒井義男 片岡 文重
- 前之園喜一郎

○委員(山縣勝見君) 次に氣象業務法案を議題といたします。前回は引續いて御質疑のおありのかたは御質疑を願います。

○小酒井義男君 この前の委員会のごとき質問があつたかとも思うのでございませうが、その点一つ御了承願つて、先ずお尋ねしたいことは、この氣象業務法案を立案されるに際しまして、現行の氣象事業、これをそのまま法文化したということであるのか、そうでなしに氣象業務はかくあるべきだという立場に立つてこの法律が作られて来てるのか、こういう点について一応説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(北村純一君) お答え申し上げます。大体本法案の骨子を成しておるところの事柄は、現在中央氣象台でやつておりますところの仕事を書いて

おります。併しながら中央氣象台のやつておりますところの事は非常に関係の面が多うございまして、そのためにもこれまで何らの法的に規制されておらなかつた結果、この氣象業務に關連しまして各所に法的な規制を要するような事実が発生しておりますので、例へて申し上げますと、観測の技術的な基準を定めてそれとやらを定められた結果の報告を受けるとか、或いは予報について許可制をとるとか、警報を原則として禁止するといつた点で、新しいところの内容を含んでおります。

○小酒井義男君 私ども各地を調査して廻つたときにいろいろ現地の事情を聴取しますと、現在の施設或いは機構等について、更にこれを是正する、或いは施設等の増強を行わなければならないという点があるわけなんです。その点についてはこの法律でどういふふうになつて行くものがあるかということ……、特にこの前の行政整理等によつて機構が相当弱体と言ひますか、弱体になつておる面があると思ひますので、そういうふうな問題をこの機会に直される必要があるかと思ひます。例へば管区氣象台といふものが従来各所にあつて、それが中央氣象台に集約されるような形になつておつたのが、一部の管区氣象台が廃止になつたまま法律化されるという点になると、中央氣象台としての仕事をやられる上に非常に不十分なものが残されるのではないかと、そういうふうなことも考えられるので、そういう点についてはこれで差支えがないか、御説明を願ひたい。

○政府委員(北村純一君) この法案は御覽の通り直接氣象台の機構とかその他のものには觸れておりませぬので、専ら氣象業務の基本的制度を定めるといふ線が規定しております。但し、只今も御指摘になりましたように、氣象台の機構は現状において満足すべきものではないと思ひ、業務のサービスに於いては我々自身も考えておりますので、將來適當な機会に案を得まして、御審議を願ひたいと思ひます。

○小酒井義男君 そうしますと現在の機構のままではこの法律ができた場合には何ら支障がない、こういうふうな了解していただけてございませうか。

○政府委員(北村純一君) 一応はこの法案に書いておられますような事柄を實行するにつぎましては、現在の機構でもやれるようになつております。

○委員(山縣勝見君) 他に御質疑ございませんか。

○岡田信次君 この法律は非常に何と言ひますか、歴大で、實際どういふのが氣象台で、只今の御返事では今の氣象台その他の機構でできるといふお話でしたが、ちよつと私が一例を挙げますれば第二條にいろいろこの氣象の定義が挙つておる。その四項でそれらの業務が挙つておる。その中で、水を水象、水の現象について考へても、これを本當に完全に観測しその成果の収集をやろうとするならば、先ず第一に植

○政府委員(和澤清夫君) ここに水象の定義がございませうが、「氣象又は地震に密接に關連する陸水及び海洋の諸現象をいう。この定義で以て大体そういう広い範圍でないといふことはまあわかつて頂けると思ひます。又中の逐條におきまして、そう広くないといふことはこれから察せられると思ひます。

○岡田信次君 只今氣象台長のお言葉ですけれども、例へば洪水のあれをやるに際しまして、降つた雨が洪水になるまで、どのくらい地中に浸透するかというふうな關係から、地質學の知識は勿論、これが植物に吸収され、植物の表面から蒸発する、そうなるものと植物學の關係も必要でしようし、それが流れて洪水になつた場合に、その水の汚濁度と申しますか、密度と申しますか、そういう關係、それをも調べなければとても水象の観測、或いはその成果といふことにならんとすると思ひます。

○政府委員(北村純一君) お答え申し上げます。現在ここに例へば水象と書いておられます事柄、その他の点も同じでございませうが、第二條の定義で示しております事柄は、氣象台の業務として現に實行しておるところの事柄を寫した次第でございませう。定義をはつきりしておるところの事柄との間に、権限に誤解を生ずる虞れがあると思ひますので、第二條を設けたような次第でございませう。従ひまして現在の機構として中央氣象台でやつておられます事柄は今の話のように單に氣象だけではございませう。相當の範圍に科學的な知識を應用しまして作業をやつておる次第でございませう。この法案に書いてある程度に

○政府委員(北村純一君) お答え申し上げます。現在ここに例へば水象と書いておられます事柄、その他の点も同じでございませうが、第二條の定義で示しております事柄は、氣象台の業務として現に實行しておるところの事柄を寫した次第でございませう。定義をはつきりしておるところの事柄との間に、権限に誤解を生ずる虞れがあると思ひますので、第二條を設けたような次第でございませう。従ひまして現在の機構として中央氣象台でやつておられます事柄は今の話のように單に氣象だけではございませう。相當の範圍に科學的な知識を應用しまして作業をやつておる次第でございませう。この法案に書いてある程度に



○委員長(山縣勝見君) 次回にいたしてもいいと思います。

○岡田信次君 もう少しやりましか……今日これで……

○委員長(山縣勝見君) それじや本案に対する質疑は次回に譲りたいと思ひます……ほかにありますか。

○小酒井義男君 次回にやれば大臣が御出席になるかどうかからかと思ひますが、この際大臣に……

○委員長(山縣勝見君) 本案に関してですか。

○小酒井義男君 本案に関して承わつておきたいと思ひます。

○委員長(山縣勝見君) それではどうぞ。

○小酒井義男君 非常に画期的な法律ができますので、これを實際実行するとなると、私は機構の面等において、或いは人員の面等において、更に運輸大臣として実施し得る条件を與えなければならぬことになると思ひます。この点について大臣はそれらの問題を十分今後実行に際しては考慮を拂われる御意思がありますかどうか。一つこの際承わつておきます。

○國務大臣(村上義一君) 只今御質問の点は、非常に広汎に亘つて調査或いは測定をするという問題についての御指摘かと思ひますが、違ひますでしょうか。

○小酒井義男君 私どもが現地を調査をして感じますことは、やはり設備の点においても、人員機構等の面においても非常に完備されておられない。そういうところが目受けられます。従つて現在のままでこれだけのことをやつて行くということには私は無理ができるのではないかと懸念を持ちますの

で、これを実行する上において必要な増強という、あらゆる面における増強をやはり今後十分おやりになる御決意があるかどうかと思ひますが、それについての一つ大臣の考え方をこの際伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) 只今御指摘の点につきましては、従前より氣象測定の充実を図るといふ必要を認めておつたのでありますが、種々の事情のためこの要請が満足されずに今日に至つておるといふことは私として痛感いたしておる点であります。特に鹿児島のごとき、新たに地方氣象台を設置して、従来の機構、機関を格上げするといふような所につきましては、勿論増員を要し、又必要なる施設を増強する必要があります。もとよりこれらの点につきましては今年度の予算に計上いたしておるのであります。

なお本法で広く氣象關係の測定をする、つまり従来から各省それぞれいろいろの所管事項の観点から氣象の測定をする人が全国各地にあるのであります。この測定の基準が一致していません。この測定の基準を統一するために、統計その他データを直ちに集計して全般的の氣象測定に貢献するといふことができていなかつたのであります。この点につきまして今回の改正法律案ではその基準を一定いたしました。他の所管、他省の所管事項でありましても、それらの仕事に従事しておる人に統一した基準の下に測定してもらつていくことに相成ります。この点今後の氣象測定の上に少なからざる貢献をすることを期待しておる次第であります。ただ運輸省所管の氣象關係員につきましても、今後あらゆる機会におきまして充実して

行きたい、又設備を完備して行きたいと考えておる次第であります。

○委員長(山縣勝見君) 他に御質疑がなければ次に移ります。

○委員長(山縣勝見君) 次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案を議題といたします。政府より説明を願ひます。

○國務大臣(村上義一君) 只今上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案について、提案の理由をお聞きと願ひたいと存じます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の第五條第三項に、アメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に、公的目的で運航される船舶は、強制水先が免除される旨の規定があります。従ひまして、この行政協定の條項を実施するため、かかる船舶の船長に対しては、水先法第十三條の強制水先に関する規定の適用を除外する旨の特例法を制定する必要があるわけでありま。

以上がこの特例法案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを願ひいたします。

○委員長(山縣勝見君) 法案に関する質疑は次回に取りまておきたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山縣勝見君) それでは次に日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法に對する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(村上義一君) 日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を求めます。

この法律案は、日米安全保障條約により我が国に駐留する合衆国軍隊に對する道路運送法及び道路運送車両法の適用除外を規定したものであります。と共に、従来、これらの法律の對象外でありました連合國占領軍の軍人、軍属等の私有車両が、平和條約の発効後、これらの法律の規制を受けることになることに伴う経過措置を規定しようとするものであります。その骨子は、次の通りであります。

第一に、合衆国軍隊の公用車両には、道路運送法及び道路運送車両法に定める規制を加えることは、その性質上不適當でありますので、公用車両の使用に直接關係のある規定の適用を除外することでありま。

第二には、現在の連合國占領軍の軍人、軍属等の私有車両に對して、平和條約発効直後の取扱について特例を設けるものであります。これらの私有車両は、現在道路運送法及び道路運送車両法の適用を受けることなく、連合國占領軍におきまして、別個の規制を致しておるのであります。平和條約発効後は、当然これらの法律の適用を受けることになるのであります。併しながら、これらの車両につきまし

て、平和條約発効後直ちに登録、検査等の所定の手続を行いますことは、不可能でありますので、六カ月の猶予期間を設けまして、その間に所定の手続を完了しようとするものであります。

第三には、この六カ月の猶予期間中に特別の事情即ち登録番号標が破損したり、所有者、使用者が變つた場合等について、六カ月の猶予期間を認めますことは、道路運送車両法の正常な運用に大きな悪影響がありますので、これらの場合には、速かに、登録、検査等を受けなければならぬこととしたのであります。

以上がこの法律案の骨子であります。その基本につきましては、安全保障條約に基く行政協定の第十條に明らかになつておるところでありまして、その後、合衆国側との接衝の結果、意見が一致いたしましたのでこの法律案を提出致したわけでありま。

何とぞ十分御審議の上、成るべく速かに御可決されまよう御願ひいたします。

○委員長(山縣勝見君) 只今運輸大臣から法案の提案理由の説明がございしましたが、なおこの際本法案に関して政府委員から御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村墨君) 只今の運輸大臣の提案理由の説明に引続きましてこの法案についての内容を多少具体的に申上げたいと思ひます。

第一條は合衆国軍隊に對して道路運送法及び道路運送車両法を適用しないという規定を規定したのでございまして、適用しない條文を具体的に明らかにいたしましたのでございまして。例へば第一項の道路運送法の適用除外の規定の

適用除外を規定したものであります。と共に、従来、これらの法律の對象外でありました連合國占領軍の軍人、軍属等の私有車両が、平和條約の発効後、これらの法律の規制を受けることになることに伴う経過措置を規定しようとするものであります。その骨子は、次の通りであります。

第一に、合衆国軍隊の公用車両には、道路運送法及び道路運送車両法に定める規制を加えることは、その性質上不適當でありますので、公用車両の使用に直接關係のある規定の適用を除外することでありま。

第二には、現在の連合國占領軍の軍人、軍属等の私有車両に對して、平和條約発効直後の取扱について特例を設けるものであります。これらの私有車両は、現在道路運送法及び道路運送車両法の適用を受けることなく、連合國占領軍におきまして、別個の規制を致しておるのであります。平和條約発効後は、当然これらの法律の適用を受けることになるのであります。併しながら、これらの車両につきまし

て、平和條約発効後直ちに登録、検査等の所定の手続を行いますことは、不可能でありますので、六カ月の猶予期間を設けまして、その間に所定の手続を完了しようとするものであります。

第三には、この六カ月の猶予期間中に特別の事情即ち登録番号標が破損したり、所有者、使用者が變つた場合等について、六カ月の猶予期間を認めますことは、道路運送車両法の正常な運用に大きな悪影響がありますので、これらの場合には、速かに、登録、検査等を受けなければならぬこととしたのであります。

以上がこの法律案の骨子であります。その基本につきましては、安全保障條約に基く行政協定の第十條に明らかになつておるところでありまして、その後、合衆国側との接衝の結果、意見が一致いたしましたのでこの法律案を提出致したわけでありま。

何とぞ十分御審議の上、成るべく速かに御可決されまよう御願ひいたします。

○委員長(山縣勝見君) 只今運輸大臣から法案の提案理由の説明がございしましたが、なおこの際本法案に関して政府委員から御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村墨君) 只今の運輸大臣の提案理由の説明に引続きましてこの法案についての内容を多少具体的に申上げたいと思ひます。

第一條は合衆国軍隊に對して道路運送法及び道路運送車両法を適用しないという規定を規定したのでございまして、適用しない條文を具体的に明らかにいたしましたのでございまして。例へば第一項の道路運送法の適用除外の規定の

適用除外を規定したものであります。と共に、従来、これらの法律の對象外でありました連合國占領軍の軍人、軍属等の私有車両が、平和條約の発効後、これらの法律の規制を受けることになることに伴う経過措置を規定しようとするものであります。その骨子は、次の通りであります。

第一に、合衆国軍隊の公用車両には、道路運送法及び道路運送車両法に定める規制を加えることは、その性質上不適當でありますので、公用車両の使用に直接關係のある規定の適用を除外することでありま。

第二には、現在の連合國占領軍の軍人、軍属等の私有車両に對して、平和條約発効直後の取扱について特例を設けるものであります。これらの私有車両は、現在道路運送法及び道路運送車両法の適用を受けることなく、連合國占領軍におきまして、別個の規制を致しておるのであります。平和條約発効後は、当然これらの法律の適用を受けることになるのであります。併しながら、これらの車両につきまし

て、平和條約発効後直ちに登録、検査等の所定の手続を行いますことは、不可能でありますので、六カ月の猶予期間を設けまして、その間に所定の手続を完了しようとするものであります。

第三には、この六カ月の猶予期間中に特別の事情即ち登録番号標が破損したり、所有者、使用者が變つた場合等について、六カ月の猶予期間を認めますことは、道路運送車両法の正常な運用に大きな悪影響がありますので、これらの場合には、速かに、登録、検査等を受けなければならぬこととしたのであります。

以上がこの法律案の骨子であります。その基本につきましては、安全保障條約に基く行政協定の第十條に明らかになつておるところでありまして、その後、合衆国側との接衝の結果、意見が一致いたしましたのでこの法律案を提出致したわけでありま。

何とぞ十分御審議の上、成るべく速かに御可決されまよう御願ひいたします。

○委員長(山縣勝見君) 只今運輸大臣から法案の提案理由の説明がございしましたが、なおこの際本法案に関して政府委員から御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村墨君) 只今の運輸大臣の提案理由の説明に引続きましてこの法案についての内容を多少具体的に申上げたいと思ひます。

内容は、自家用自動車の使用をするときには届出をしなければならぬことになつておりますが、合衆国軍隊に關しては自家用自動車でも届出をしなくてもよろしい、こういう趣旨でございます。第二項は道路運送車両法のうちで、例えば自動車の登録、保安基準、整備、検査に關する規定があるのでございませぬが、これらの規定を合衆国軍隊に適用しないというわけでございます。

第二條は日本國との平和條約の効力發生に伴う経過措置でございます。合衆国軍隊の公用車両以外の車、つまり軍隊の構成員軍属及びその家族等の自動車は、一切道路運送法及び道路運送車両法の適用を受けることになるのでございませぬが、直ちに適用をしますれば技術的に不可能の問題が起りますので、第二條においては道路運送法九十九條の届出、つまり自家用自動車の使用届出をこの法律施行の日から六カ月はしなくてよろしいという猶予期間を置いたのでございませぬ。

第三條は同様この法律施行の日から六カ月間は自動車の登録を受けたり、検査を受けなくてもよろしいし、検査証の交付を受けなくても運行の用に供してよろしいという趣旨でございます。

第四條は検査登録を六カ月猶予しますけれども、その間に一号と二号のような事由、つまり現に表示している登録番号が滅失毀損したり、その識別が困難になつたときとか、所有者又は使用者に変更があつたときには全く明らかでないあいまいな状態が起りますので、その際には十五日内検査登録を受けなければいけないということも規定したのでございませぬ。

第五條は二輪の小型自動車についてだけはこのたびの道路運送車両法の一部改正によりまして登録は受けなくてもよいが、検査を受けることになつておりますので、検査を六カ月間は受けなくて運行の用に供してよいということにしたわけでございます。

若干先に戻りますが、第三條は軽自動車及び二輪の小型自動車を除きまして全部の小型、三輪の小型自動車以上の大きなものを第三條、第四條に規定してございませぬが、第五條はそれよりもつと小さい二輪の小型自動車についてこれは登録を受けないでいいが、検査を受けなければならぬことになつております、その検査について経過措置を講じたのでございませぬ。

第六條は更に小さい軽自動車については今度の改正法律案によりまして検査も登録も受けないでいい、但し届出をするということになつておりますが、やはり施行の日から六カ月間は届出をしなくてもいいし、その際に車両番号の指定を受けなくても運行の用に供してよろしい、こういう特例をきめたのでございませぬ。

大體條文について御説明すると以上の通りでございます。

○岡田信次君 この六カ月の猶予を受けるほうの軍人軍属の所有車両、これは現在大體どのくらいありますか。

○政府委員(中村重君) 一九五二年四月十四日現在で、一万八千四百二十五両になつております。

○岡田信次君 そうすると一万八千四百二十五両、これらの車両が六カ月後には適用を受ける、そうするといろ／＼

の自動車税とかその他のいろ／＼税金がかかるわけですが、その税額はどのくらいになる見込ですか。

○政府委員(中村重君) この場合それは車の種類によりまして違ひまして、一両平均一万五千円でございますから、二億円以上になります。

○岡田信次君 今のは直接の自動車税だけなんですか。その他ガソリン税とか何とかがいろ／＼のがありますし、そういふような見積りはどのくらいになりますか。

○政府委員(中村重君) 登録手数料、検査手数料その他すべて日本の車と同様に頂くことになりませぬが、ちよつと計算してございませぬから次回に申上げたいと思ひます。

○岡田信次君 これはこの間の道路特別整備措置法ですか、あれに關連するわけですが、財源がないからああいう特別の方法をとるといふことですが、こういう新しい財源が出て来たらそういうものに充當して、ああいう法律はやめてもいいといふことになると思ふのでお伺ひしたのです。

○政府委員(中村重君) 建設省のほうとよく打合せをいたしたいと思ひます。

○専門員(古谷善善君) 私のほうから問題点を申上げたと思ひます。これは実は取急ぎ御審議願ひますので、私のほうも取急いでやりましたので若干調査漏れがあるかも知れませぬが、今まで調査いたしましたところを申上げた。幸い政府委員もおられますので、政府委員からこの際、御説明を願つたら御審議の御参考になるかと思ひます。内容は只今大臣並びに政府委員から御説明のありました通りでございますが、第

一條は軍隊の公用車両の除外でありませぬ。第二條は先ほど申しましたようにシビリアンの車の六カ月間における計画でございます。それからこの一條と二條を比べて見ますといふと、二條の書出しに「連合國占領軍の機關の登録を受けている自動車」といふ言葉があるわけでありませぬ。連合國といふ言葉が現われておりますのでございませぬ。そこでこの二條は、アメリカの車以外の連合國の車も入るのではないかといふようなふうに読めるのでございませぬが、なおその点に關しましては題名を見ますといふと、題名には平和條約の効力發生といふことと、安全保障條約三條といふことと二つ書いてあるのでございませぬ。そういたしましたところ、平和條約の効力發生といふことからいまして、連合國全体に引つかかるように読めるのでございませぬが、この点を明らかにして頂きたいと思つております。若しこれがアメリカだけを含まむものといいたしますならば、先ほど来お話の点と合致いたすのでございませぬが、若しアメリカ以外の車も含むものといいたしますといふと、アメリカ以外の國の軍隊の車はどうなるのかといふことに関係いたしまして、第一條との約合が悪いのではないかと考へます。

それから第二番目には先ほど、只今申上げましたように書出しに平和條約効力發生云々といふので、平和條約に關係のない外國車が若しありとするならば、それはどういふことにならうか、恐らくそういう車はずつと少いかと思ひますが、あるのではないかと気がいたしますので、そ

れはどういふことになるだらうかといふ点でございます。

それから第一條と第二條以下とを比較いたしますといふと、第二條以下ではこの六カ月延期いたします書き方は皆條文を挙げまして、この條文については六カ月間適用しないとなつております。従つてこの上つて来る條文といふのは一條の條文と大體同じでなければならぬはずだ、ところが一條の條文を全部含んでございませぬ。そういういたしますといふと、この二條以下の外れた條文といふものは適用があることになつてございませぬ。併し實際問題といたしまして、それは事實上はもう適用の必要はないといふ見解だらうと考へます。併し又そういう事實は起つて来ないのだから特に挙げておく必要はないだらうといふ御見解だと思ひますが、これは別にさういふ点に觸れておりませぬので、この際政府委員からさういふ点について御説明下されば仕合せだと思ひます。

○政府委員(中村重君) 第一條に合衆国軍隊に關して適用除外の規定を置きました、第二條「連合國占領軍の機關の登録を受けている自動車」について條文を置いたのでありまして、合衆国軍隊以外の所有する車については全部この法律が適用することになるのであります。従ひまして、合衆国以外の國の車、私有であらうと公有であらうと全部適用になるわけでございます。尤も連合國のうちで日本國と平和條約を締結した國については軍隊は合衆国以外は軍隊を駐留いたしませんから、そのような國の軍用車は日本に残る、そういうことにはいたしません。日本國と平和條約を未だ締結しない國の軍

用車についてありますが、これは連  
國軍最高司令部ですかというものがな  
くなるわけでございますから、これに  
ついても適用になると解釈いたしま  
す。

○委員長(山縣勝見君) 速記をとめ  
て。

〔速記中止〕

○委員長(山縣勝見君) それでは速記  
開始。それでは本日はこの程度で委員  
会を終ります。

午後三時十二分散会

四月十七日予備審査のため、本委員会  
に左の事件を付託された。

木船運送法案(衆)

木船運送法案

木船運送法

(この法律の目的)

第二條 この法律は、木船運送事業  
の健全な発達を図り、もつて木船  
による海上運送の円滑な運営に資  
することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「木船」と  
は、海上において物品の運送に従  
事する木製船舶(木製のはしけを  
含む。)であつて左に掲げるもの  
以外のものをいう。

- 一 ろかいのみをもつて運転し、  
又は主としてろかいをもつて運  
転する舟

二 漁船法(昭和二十五年法律第  
百八十七号)の適用を受ける船  
船

2 この法律において「木船運送事  
業」とは、木船運航業、木船回漕  
業及び木船貨渡業をいう。

3 この法律において「木船運航業」  
とは、木船による海上における物  
品の運送をする事業であつて左に  
掲げる事業以外のものをいう。

一 第四項第二号に掲げる事業  
二 海上運送法(昭和二十四年法  
律第百八十七号)に規定する旅  
客定期航路事業

三 港灣運送事業法(昭和二十六  
年法律第百六十一号)に規定す  
る港灣運送事業

四 関税法(明治三十二年法律第  
六十一号)に規定する開港以外  
の港灣において港灣運送事業法  
第三條各号に掲げる事業に相当  
する事業を営む事業

4 この法律において「木船回漕業」  
とは、左に掲げる事業の全部又は  
一部を行つた事業であつて港灣運送  
事業法に規定する港灣運送事業及  
び関税法に規定する開港以外の港  
灣において港灣運送事業法第三條  
各号に掲げる事業に相当する事業  
を営む事業以外のものをいう。

一 自己の名をもつて木船による  
海上における物品の運送の取次  
をする事業

二 木船による海上における物品  
の運送を引き受けその運送の全  
部又は一部の運送を木船運航業  
者又は他の木船回漕業者に下請  
をさせる事業

三 木船運航業者の委任を受け運  
賃の請求又は受取をする事業

四 木船による海上における物品  
の運送の履行を保証する事業

五 木船による海上における物品  
の運送の媒介をする事業

六 その他いかなる方法をもつて  
するかを問はず実質的に前五号  
の一に該当する事業

5 この法律において「木船貨渡業」  
とは、木船の貨渡(期間より船を  
含む。)をする事業をいう。

6 この法律において「回漕料」と  
は、木船回漕業者が第四項各号に掲  
げる事業に係る行為の反給給付と  
して荷主、木船運航業者又は木船回  
漕業者から受け取る対価をいう。

(登録)  
第三條 木船運航業又は木船貨渡業  
を営もうとする者は、その主たる  
営業所の所在地を管轄する海運  
局長(運輸省設置法(昭和二十四  
年法律第百五十七号)第三十九  
條の海運局長の長をいう。以下同  
じ。)の登録を受けなければならない。

2 木船回漕業を営もうとする者  
は、第九條の規定により営業保証  
金を供託し、且つ、その主たる營  
業所の所在地を管轄する海運局長  
の登録を受けなければならない。

(登録の申請)  
第四條 前條の登録を受けようとする  
者(以下「登録申請者」という。)は、  
左に掲げる事項を記載した申  
請書とその主たる営業所の所在地  
を管轄する海運局長(以下「海運局  
長」という。)に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 木船運航業、木船回漕業又は  
木船貨渡業の種類  
三 主たる営業所及び従たる営業  
所の名称及び所在地

四 法人である場合においては、  
その役員の名

2 前項の申請書には、省令で定め  
る事項を記載した書類を添付しな  
ければならない。

3 木船回漕業の登録を受けようとする  
者は、前條の営業保証金を供  
託した後でなければ、第一項の申  
請をすることができない。

(登録の実施及び登録の通知)  
第五條 海運局長は、前條の規定に  
より登録の申請があつた場合にお  
いては、次條の規定により登録を  
拒否する場合を除くの外、遅滞な  
く、前條第一項各号に掲げる事項  
を木船運航業者登録簿、木船回漕  
業者登録簿又は木船貨渡業者登録  
簿に登録しなければならない。

2 海運局長は、前項の規定による  
登録をした場合においては、遅滞  
なく、その旨を登録申請者に通知  
しなければならない。

(登録の拒否)  
第六條 海運局長は、登録申請者が  
左の各号の一に該当するときは、  
その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑  
に処せられ、その執行を終り、  
又は執行を受けることがなくな  
つた日から一年を経過しない者

二 第二十三條の規定により木船  
運送事業の登録を取り消され、  
その取消の日から一年を経過し  
ない者

三 法人であつて、その役員のうち  
前二号の一に該当する者があ  
るもの

2 海運局長は、前項の規定による  
登録の拒否をした場合において  
は、遅滞なく、理由を附してその  
旨を登録申請者に通知しなければ  
ならない。

(登録手数料)  
第七條 登録申請者は、登録を受け  
ようとする事業の種類ごとに、千  
円以下の範囲内において政令で定  
める額の手数を納めなければならない。  
但し、第十四條第三項後  
段に規定する期間内になされた登  
録の申請については、登録手数料  
を納めなくてもよい。

(変更登録の申請)  
第八條 木船運送事業者は、第四條  
第一項各号に掲げる事項について  
変更があつたときは、その事由が  
生じた日から三十日以内にその旨  
の変更登録申請書を海運局長に提  
出しなければならない。

2 木船回漕業者は、あらたに営業  
所を設置したときは、第十條の規  
定により営業保証金を供託した後  
でなければ前項の変更登録の申請  
をすることができない。

3 木船運送事業者は、その主たる  
営業所を登録を受けている海運局  
の管轄区域外に移転するときは、  
省令の定めるところにより、変更  
登録申請書を登録を受けている海  
運局長を経由して移転後の主たる  
営業所の所在地を管轄する海運局  
長に提出しなければならない。

4 第五條及び第六條の規定は、第  
一項の規定による変更登録の申請  
があつた場合に準用する。

5 木船回漕業者は、第二項に規定  
する登録の変更をした後でなけれ

ば、その営業所について営業を開始することができない。

(営業保証金の額及び供託)

第九條 第三條第二項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十萬圓、その他の営業所につき営業所ごとに三萬圓の割合に相当する金額の合計とする。但し、総額二十萬圓をこえないものとする。

2 第三條第二項の規定による営業保証金の供託は、木船回漕業者を営もうとする者の主たる営業所の最寄の供託所にこれをしなければならぬ。

(営業所新設の場合の営業保証金)

第十條 木船回漕業者は、事業の開始後あらたに営業所を設置したときは、当該営業所につき前條第一項に規定する割合の営業保証金を同條第二項に規定する供託所に供託しなければならぬ。但し、その者が供託する営業保証金の額が二十萬圓をこえることとなるときは、その超過分についてはこの限りでない。

(営業保証金の不足額の供託)

第十一條 木船回漕業者は、営業保証金について債権者がその権利を履行したため営業保証金の額が第九條第一項及び前條に定める額に不足することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を第九條第二項に規定する供託所に供託しなければならぬ。

2 木船回漕業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、二週間以内に、供託物受入の旨を記載した供託書の写を添附し

て、その旨を海運局長に届け出なければならぬ。

(営業保証金の保管替)

第十二條 木船回漕業者は、その主たる営業所を移転したときは、遅滞なく、営業保証金を供託している供託所に対し、移転後の主たる営業所の最寄の供託所への営業保証金の保管替を請求しなければならぬ。

(営業保証金の還付)

第十三條 木船による海上における物品の運送に關し木船回漕業者と取引をした者は、その取引により生じた債権に關し、木船回漕業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の履行に關し必要な事項は、省令で定める。

(無登録営業の禁止)

第十四條 木船運航業者又は木船貸渡業者は、第三條第一項の規定による登録を受けた者でなければ、これを営んでならぬ。

2 木船回漕業者は、第九條の規定による営業保証金を供託し、且つ、

第三條第二項の規定による登録を受けた者でなければ、これを営んでならぬ。

3 木船運送事業者が死亡又は合併したときは、相続人又は合併後存続する法人は、死亡又は合併した日から六十日以内は、前二項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内において木船運送事業者の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨又は登録を

拒否する旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

(名義利用の禁止)

第十五條 木船運送事業者の登録を受けた者は、その名義を他人に木船運送事業者のため利用させてはならぬ。

(標準木船運賃及び標準回漕料)

第十六條 運輸大臣は、航路及び貨物を指定して標準木船運賃又は標準回漕料(關係木船回漕業者が受け取る回漕料の合計の標準をいふ。以下同じ)を設定し、これを告示する。

2 前項の標準木船運賃又は標準回漕料は、当該運送の特質に従い、能率的な経営の下における適正な原価を債い、且つ、適正な利潤を含むものでなければならぬ。

3 運輸大臣は、標準木船運賃又は標準回漕料が前項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、これを變更する。

4 運輸大臣は、標準木船運賃又は標準回漕料を設定し、又は變更しようとするときは、運輸審議会に

はからなければならぬ。

(公聴會)

第十七條 運輸審議会は、前條第四項の規定により付議された事項について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴會を開き、利害關係人の意見を聞かなければならぬ。

(運賃又は回漕料に關する勧告等)

第十八條 運輸大臣は、第十六條の規定により標準木船運賃の設定されている航路及び貨物に係る運送について、標準木船運賃と異なる運賃で取引をした木船運送事業者がある場合において、当該取引が木船運送事業者の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、その者に對し、当該取引の是正その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 運輸大臣は、第十六條の規定により標準回漕料の設定されている航路及び貨物に係る運送について、關係木船回漕業者の受け取る回漕料の合計が標準回漕料と異なる場合において、そのことが木船運送事業者の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当該關係木船回漕業者に對し、当該取引の是正その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 第一項又は前項の規定による勧告があつたときは、木船運送事業者は、運輸大臣が指定する期間内に、運輸大臣に對し、当該勧告を承諾するかしないか(承諾しない場合にはその理由を附して)を回答しなければならぬ。

4 運輸大臣は、木船運送事業者が前項に規定する回答をしないとき又はその承諾しない理由が正当でないとき認めるときは、その木船運送事業者に對し、理由を示して、第一項又は第二項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標準木船貸渡料)

第十九條 運輸大臣は、木船運送事業者の健全な発達を因るため必要があると認めるときは、標準木船貸渡料(標準木船期間より船料を含む。以下同じ)を設定することができる。

2 第十六條第二項から第四項まで、第十七條及び前條の規定は、前項の標準木船貸渡料について準用する。

(回漕料等の明示)

第二十條 木船回漕業者は、木船運航業者に對し、木船による海上における物品の運送につき自己の取得する回漕料等の總額及びその内訳を書面をもつて明示しなければならぬ。

(まづ、消登録の申請)

第二十一條 木船運送事業者が左の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、海運局長にまづ、消登録の申請をしなければならぬ。

一 木船運送事業者が死亡したときは、その相続人

二 法人である木船運送事業者が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人である木船運送事業者が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

四 法人である木船運送事業者が破産により解散したときは、その破産管財人

五 木船運送事業者を廃止したときは、木船運送事業者であつた者(法人にあつてはその役員であつた者)

(登録のまづ、消)

第二十二條 海運局長は、左の各号に掲げる場合においては、当該木

船運送事業者の登録をまつ、消しな  
ければならない。

一 前條の規定によるまつ、消登録  
の申請があつた場合

二 次條の規定により木船運送事  
業者の登録を取り消した場合  
(事業の停止及び登録の取消)

第二十三條 海運局長は、木船運送  
事業者が左の各号の一に該当する  
ときは、三箇月以内において期間  
を定めて当該木船運送事業者の全部  
若しくは一部の停止を命じ、又は  
当該木船運送事業者の登録を取り消  
すことができる。

一 この法律の規定又はこの法律  
の規定に基く処分違反したと  
き。

二 第六條第一項第一号又は第三  
号の規定に該当することとなつ  
たとき。

三 第十八條第三項(第十九條第  
二項において準用する場合を含む。  
の)の規定により勧告を承諾す  
る旨を回答しながら正当理由が  
なくて当該勧告に従わなかつた  
とき。

2 海運局長は、前項の処分をしよ  
うとするときは、公開による聴聞  
を行わなければならない。

3 海運局長は、第一項の処分を行  
う場合には、その処分をしようとする  
事由並びに聴聞の日時及び場所を、その期日の七日前までに当該  
木船運送事業者に通知し、且  
つ、これらの事項を公示しなければ  
ならない。

4 聴聞においては、当該木船運送  
事業者又はその代理人に、自己又

は本人のため意見を述べ、且つ、  
証拠を提出する十分な機会が與え  
られなければならない。

5 第六條第二項の規定は、第一項  
の処分をした場合に準用する。  
(営業保証金の取り戻し)

第二十四條 第二十二條の規定によ  
る登録のまつ、消があつたときは、  
木船回漕業者であつた者又はその  
承継人は、第三條第二項の営業保  
証金を取り戻すことができる。

木船回漕業者が一部の営業所を廃  
止した場合において、営業保証金  
の額が第九條第一項に規定する額  
をこえることとなつたときは、そ  
の超過額についてもまた同様とす  
る。

2 前項の営業保証金の取り戻し  
は、当該営業保証金につき第十三  
條第一項の権利を有する者に対  
し、六箇月を下らない一定期間内  
に申し出るべき旨を公告し、その  
期間中にその申出がなかつた場  
合でなければ、これを行うことが  
できない。但し、営業保証金を取  
り戻すことを得べき事由が発生  
したときから十年を経過したとき  
は、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の  
取り戻しに関し必要な手続は、  
省令で定める。

(事業改善の勧告)

第二十五條 運輸大臣は、木船運送  
事業者の健全な発達を図るため必要  
があると認めるときは、木船運送  
事業者に対し、業務運営の改善、  
船質の改善その他当該事業者の合理  
化に關し勧告することができる。

(報告の徴収)

第二十六條 運輸大臣は、この法律  
の施行を確保するため必要がある  
と認めるときは、木船運送事業者  
に対し、その事業に關する報告を  
求めることができる。

(湖、沼又は河川において営む木船  
運送の事業)

第二十七條 この法律の規定は、も  
つぱら湖、沼又は河川において営  
む木船運送の事業に準用する。  
(海上運送法の適用除外)

第二十八條 この法律の規定により  
木船運送事業者の登録を受けた者  
は、海上運送法第二十三條、第二  
十四條及び第三十三條の規定によ  
る届出をしなくてもよい。

(罰則)

第二十九條 第二十三條の規定によ  
る海運局長の処分不服がある者  
は、訴願することができる。

第三十條 左の各号の一に該当する  
者は、五万円以下の罰金に処す  
る。

一 第十四條第一項(第二十七條  
において準用する場合を含む。  
の規定に違反して、木船運航業  
又は木船貨運業を営んだ者

二 第十四條第二項(第二十七條  
において準用する場合を含む。  
の規定に違反して、木船回漕業  
を営んだ者

三 第十五條(第二十七條におい  
て準用する場合を含む。)の規定  
に違反して名義を他人に利用さ  
せた者

四 第二十三條第一項(第二十七  
條において準用する場合を含む。)

むの)の規定による事業の停止の  
処分に違反した者

第三十一條 第二十條(第二十七條  
において準用する場合を含む。)の  
規定に違反して、回漕料等の総額  
又はその内訳を畫面をもつて明示  
しなかつた者は、三万円以下の罰  
金に処する。

第三十二條 法人の代表者又は法人  
若しくは人の代理人、使用人その  
他の従業者が法人又は人の業務に  
關して、前二條の違反行為をした  
ときは、行為者を罰する外、その法  
人又は人に対しても、各本條の刑  
を科する。但し、法人又は人の代理  
人、使用人その他の従業者の当該  
違反行為を防止するため、当該業  
務に對し相當の注意及び監督が盡  
されたことの証明があつたとき  
は、この限りでない。

第三十三條 左の各号の一に該当す  
る者は、三万円以下の過料に処す  
る。

一 第八條第一項又は第三項(第  
二十七條においてこれらの規定  
を準用する場合を含む。)の規定  
による申請をせず、又は虚偽の  
申請をした者

二 第二十一條(第二十七條にお  
いて準用する場合を含む。)の規  
定による申請をせず、又は虚偽  
の申請をした者

三 第二十六條(第二十七條にお  
いて準用する場合を含む。)の規  
定による報告をせず、又は虚偽  
の報告をした者

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月  
一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律施行の際現に木船運送  
事業を営んでいる者は、この法律  
施行の日から百日以内は、第十四  
條の規定にかかわらず、当該事業  
を引き続き営むことができる。そ  
の期間内に第四條の規定により登  
録を申請した場合において、その  
申請について登録をする旨又は登  
録を拒否する旨の通知を受ける日  
までも同様とする。

(他の法律の改正)

3 運輸省設置法の一部を次のよう  
に改正する。

第四條第一項第四十三号の次に  
次の一号を加える。

四十三の二 標準木船運賃、標  
準回漕料又は標準木船貨運料を  
設定すること。

第六條第一項第四号の次に次の  
一号を加える。

四の二 標準木船運賃、標準回  
漕料又は標準木船貨運料の設  
定

第二十三條第一項第七号の次に  
次の一号を加える。

八 標準木船運賃、標準回漕料  
又は標準木船貨運料の設定に  
關すること。

第四十條第一項第四号の次に次  
の一号を加える。

四の二 木船運送事業者の登録に  
關すること。

4 海軍代理士法(昭和二十六年法  
律第三十二号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第二中第五号の二の次に次  
の一号を加える。

五の三 木船運送法(昭和二十  
七年法律第 号)



第一條の規定に基き日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ。には、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十九條、第二百十六條及び第二百二十七條の規定は、適用しない。

2 合衆国軍隊には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四條、第十九條、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで、第四十條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十四條、第五十六條、第五十八條、第六十三條、第六十四條、第六十六條、第七十三條第一項、第九十七條の二、第九十九條及び第百條の規定は、適用しない。

（日本国との平和條約の効力発生に伴う経過規定）  
第二條 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている自動車（道路運送車両法に規定する自動車をいう。以下同じ。）をその時において使用する者は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送法第九十九條の届出をしなくてもよい。

第三條 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている自動車（軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第四條の規定により登録を受け、及び同法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受けなくても運行の用に供してもよい。

昭和二十七年五月二日印刷

2 道路運送車両法第十九條、第五十條、第六十四條及び第六十六條の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

第四條 前條の規定は、同條第一項の自動車（左の各号の一に該当するに至つた場合には、適用しない。但し、第二号の場合については、所有者又は使用者の変更後十五日以内は、この限りでない。）

一 この法律の施行の際、現に表示している自動車の登録番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難になつたとき。  
二 所有者又は使用者に変更があつたとき。

第五條 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている二輪の小型自動車は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受けなくても運行の用に供してもよい。

2 道路運送車両法第五十條、第六十四條、第六十六條及び第七十三條第一項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

第六條 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている軽自動車は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第九十七條の二第一項の規定により届出をし、車両番号の指定を受けなくても運行の用に供してもよい。

昭和二十七年五月六日発行

2 道路運送車両法第九十七條の二第二項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

附則  
この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十三條の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第五條第一項に規定するアメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国の管理の下に、公の目的のために運航される船舶の船長には、適用しない。

附則  
この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

参議院事務局

印刷者 印刷局